

第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画（素案）

概 要

計画期間 令和3年度～令和7年度（5年）

基本理念 お互いを認め合い、安心して暮らせる人権尊重のまちづくり

主なポイント

■推進方針

- 1 人権教育・同和教育の推進 ▶学校教育、社会教育等を主な方針に設定
- 2 人権啓発の推進 ▶学習機会、情報提供を主な方針に設定
- 3 相談・支援体制の充実 ▶人権侵害救済制度の確立要求、
人権文化センター等の相談体制を主な方針に設定

■基本計画及び行動計画（アクションプラン）の策定

- ◆ 計画を各種人権課題の解決に向けた方向性を定める「基本計画」と、個別具体的な事業をまとめた「行動計画（アクションプラン）」を策定
▶方向性と事業を管理することで、計画の実効性と機動性の向上を図った。

■成果指標の設定

- ◆ 基本計画には「重要目標達成指標（KGI）」を設定
- ◆ アクションプランには「重要業績評価指標（KPI）」を設定
▶方向性及び事業に対する成果指標を設定し、事業の評価分析を行えるようにすることで、計画をより実効性のあるものとした。

■全庁体制の確立

- ◆ 人権施策推進連絡会議を設置
▶庁内の横断的な事業の連携、成果指標を分析する体制を構築した。
(企画審メンバーを想定)

これまでの経過

- 人権・同和問題に関する市民意識調査
調査期間：令和元年10月23日～11月30日
対象者：2,000人 / 回答者：655人（率32.8%）
- 第1回市民意識調査検討委員会（R2/6/30）
- 第2回市民意識調査検討委員会（7/20）
- 第3回市民意識調査検討委員会（8/26）
- 意識調査結果の公表（9/16）
- 令和2年度第1回あらゆる差別をなくする審議会（10/28）
- 素案作成及び関係課協議（10/29～1/22）



今後の予定

- 令和2年度第2回あらゆる差別をなくする審議会（2/3）▶素案の諮問・審議
- パブリックコメント
- 関係課協議・素案修正（2月中旬）
- 令和2年度第3回あらゆる差別をなくする審議会（2月下旬）▶修正案の審議
- 素案確定・答申（2月下旬）
- 市内部決定（企画審議会含む）（3月上旬）
- 市議会3月定例会に報告

その他

- 第1回審議会での意見を参考に、成果指標、全庁体制の構築を図った。
- SDGsが目指す目標との関連性を考慮した。

第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画 体系図

基本計画

【基本の理念】

お互いを認め合い、安心して暮らせる人権尊重のまちづくり

【推進方針1】

人権教育・同和教育の推進

【推進方針2】

人権啓発の推進

【推進方針3】

相談・支援体制の充実

【各種人権課題】

- | | |
|-----------------|--|
| 1 部落差別 | 5 子どもの人権 |
| 2 障がいのある人の人権 | 6 高齢者の人権 |
| 3 男女の人権 | 7 病気にかかわる人の人権 |
| 4 外国にルーツを持つ人の人権 | 8 インターネットによる人権侵害 |
| | 9 その他の人権侵害(先住民族、拉致被害者等、性的マイノリティ、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等) |

【取組の対象】

- | | |
|--------|-----------|
| 1 家庭 | 5 地域 |
| 2 保育現場 | 6 行政 |
| 3 学校 | 7 その他各種団体 |
| 4 職場 | |

重要目標達成指標 (KGI) の設定・評価

行動計画 (アクションプラン)

- 1 全庁体制の確立 (人権施策推進連絡会議の設置)
- 2 広報、啓発活動、相談業務、各種事業等の推進
- 3 重要業績評価指標 (KPI) の設定・評価